商工観光課　FAX：0778-51-8153

計量器事前調査書

住　　所				電話	
氏名または名　　称		担当者名		業種	

受検方法（該当する番号に○印を付してください。）

1 集合検査（持込検査）	・集合検査会場に、申請書と計量器を持参してください。 ・検査手数料は、県収入証紙または県手数料納付システムで納付してください。 ・県手数料納付システムは、福井県計量検定所のホームページから手続きできます。 ・**検査希望日（検査日が複数ある場合のみ記入）**　　月　　日
2 代検査（出張検査） 原則こちら→	・後日、担当の計量士（国家資格）から検査日程等についてご連絡します。 ・検査手数料は、集合検査と同額ですが、出張旅費が別途必要となります。 ・原則現金で当日支払ってください。振込払いは計量士に要相談（振込手数料は申請者負担）
3 申込しない	・理由（該当する箇所に○印を付してください。） ア　はかりを所有していないため　　イ　廃業したため ウ　新規購入（更新）のため（次回からの検査を希望） エ　自ら計量士に依頼する（した）ため　　オ　取引証明に使用していないため

計量器の種類		個数	検査の対象となる計量器
1. 電気式はかり	ひょう量　100kg以下		1. 電気式はかり
	〃　100kg超 250kg以下		
	〃　250kg超 500kg以下		
	〃　500kg超 1ｔ以下		2. 棒はかりまたはばね式指示はかりで直線目盛のもの
2. 棒はかりまたはばね式指示はかりで直線目盛りのみのもの			
3. その他機械式はかり	ひょう量　100kg以下		3. その他機械式はかり
	〃　100kg超 250kg以下		
	〃　250kg超 500kg以下		
	〃　500kg超 1ｔ以下		
4. 分銅			4. 分銅
5. おもり			5. おもり

注意事項

1　裏面を見て、対象の計量器であることを確認してから記入してください。
2　次の計量器は検査を要しません。
　①１目盛または１間隔が10mg未満のはかり
　②10mg未満の分銅
3　ひょう量が１ｔを超えるはかりは、計量検定所から別にお知らせを送付しています。
　お知らせが届いていない方は、計量検定所に直接問い合わせてください。